

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

山鹿市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 山鹿市全域

(1) 現況

山鹿市は、菊地川の上流域に位置し、北部域や、東部域などに傾斜地が多いなどの立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかしながら、農道やかんがい施設の保安全管理等の農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担が増加している。

また、担い手の高齢化、減少等により耕作放棄が増加することにより、国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

さらに、本地域は豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、地下水のかん養にあたって重要な地域である。このため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、山鹿市では法第3条第3項第1号に掲げる事業により、農地や農業用施設、農村環境の保全を促進するとともに、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する法第3条第3項第2号に掲げる事業により、適正な農業生産活動等が維持され洪水や土砂崩壊の防止、定住条件の向上等を通じ交付金の対象地域の経済活動や生活環境等の改善、また当該地域以外の地域の住民に対しても、水源のかん養、保健休養等の多面的機能の充実を図り、法第3条第3項第3号に掲げる事業により、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	山鹿市全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 法第3条第3項第1号に掲げる事業の実施に係る事項

(1) 推進体制

基本方針に定める、県及び市町村、農業者団体等の多様な主体により地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制に参画する。

2. 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に係る事項

(1) 対象地域及び対象農用地

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が、1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合には、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村法、過疎法により全域指定（山鹿市全域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑・草地 15 度以上。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回って、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市長の判断によるもの

緩傾斜農用地

緩傾斜農用地（田 1/100 以上、畑・草地 8 度以上）は、すべて交

付の対象とする。

(a)一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合

(b)一団の急傾斜農用地と営農上の一体性を有する場合

(c)旧鹿北町においては、平成16年度中山間地域等直接支払対策事業の対象となった緩傾斜農用地。

(2) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、直ちに認定農業者にはなれないが、将来認定農業者になることが確実と認められる者、又は認定農業者と同等の経営レベルにある者など市長が認定する者とする。

(3) その他必要な事項

上記で定めていない事項が生じた場合は、その都度協議のうえ定めるものとする。